内閣府本府政策体系に掲げる
令和8年度実施施策に係る
ロジックモデル・事前分析表

政策名	公益認定等
施策名	公益法人制度改革等の推進
担当部局・ 作成責任者名	公益認定等委員会事務局・公益法人行政担当室 総務課長　植草　泰彦
評価実施時期	令和4年度（1年目評価） 令和9年度（最終年度評価）

ロジックモデル

評価期間：令和4年度～令和8年度

解決すべき問題・課題

個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会ニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっており、このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供するため、民間非営利団体の役割が重要となっている。その一翼を担う公益法人の公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進すること。

施策の概要

公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。

事業の概要（アクティビティ）	活動実績（アウトプット）	中目標（アウトカム）	施策目標（インパクト）
公益認定申請等の審査業務	一般法人・公益法人に対する認定等 ②③④	公益法人の活動の活発化・適正化 ❶①	「民による公益の増進」の推進
公益法人の適正な運営を確保するための監督業務	公益法人に対する立入検査や必要に応じた監督措置の実施 ⑤⑥		
公益法人向けの公益法人制度に係る情報提供・周知	公益法人向けの相談会やセミナー等の実施 ⑦⑧⑨⑩		
国民向けの公益法人制度に係る情報提供・周知	国民向けのホームページやソーシャルメディア等を通じた情報発信 ⑫⑬	国民からの公益法人制度の理解促進 ⑪	
公益法人の税制度の適正な運営	公益法人への寄附金に係る税額控除の証明申請についての審査 ⑭⑮		

【インプット】
公益認定等委員会運営経費、相談会運営経費、旅費（立入検査等）等：4.7億円
公益認定等総合情報システム整備・運用経費：1.6億円

【●測定指標（○参考指標）】

❶公益目的事業費用額
①勧告等件数（内閣府が行ったもの）
②認定・不認定書処分件数（内閣府が処分を行ったもの）
③変更認定処分件数（内閣府が処分を行ったもの）
④公益法人数（うち内閣府所管法人数）
⑤立入検査数（内閣府が実施したもの）
⑥報告徴収件数（内閣府が実施したもの）
⑦「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施件数、参加公益法人等の数
⑧テーマ別セミナーへの参加法人数・参加者数
⑨内閣府担当者による電話相談対応件数
⑩内閣府担当者による一般法人に対する窓口相談件数
⑪寄附金収入額
⑫HP「公益法人information」へのアクセス数
⑬メールマガジン登録数
⑭税額控除証明書の発行数（うち内閣府所管法人数）
⑮税額控除対象法人数（うち内閣府所管法人数）

事前分析表（概要）

評価期間：令和4年度～令和8年度

施策名	公益法人制度改革等の推進
施策目標	「民による公益の増進」の推進

中目標1	公益法人の活動の活発化・適正化
現状・課題	新公益法人制度の施行を受け、公益法人のガバナンス向上等を支援するための情報提供、審査手続の柔軟化・迅速化、事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック、審査や情報提供に用いるシステムの整備、制度運用上の課題発掘や寄附促進に向けた関係者との対話等を実施した。新公益信託制度においても、具体的な制度運用の基準や実務上の参考資料の整備、ワークショップ等による新制度の周知、寄附実態調査等を実施した。 引き続き両制度の運用状況を踏まえつつ、公益法人や公益信託における公益活動の担い手や国民が抱える制度上の疑問を解消し、公益法人及び公益信託行政の活動を活発にすることが重要である。
令和8年度の取組	令和7年度に引き続き柔軟かつ迅速な審査・果断な監督を行いつつ、新公益法人制度の運用状況を踏まえて公益認定等に関する判断の事例集や公益認定等ガイドラインの改訂版を公表する。また、関係者との対話を継続し、更なる寄附促進に向けた課題を把握するとともに、新公益信託制度について、周知広報を継続し、新制度への移行促進、相談対応強化を行う。

公益目的事業費用額 5,048,871百万円（86.8%） （基準年度：R3年度実施調査）	公益目的事業費用額 6,265,816百万円（107.6%） （R7年度実施調査）	公益目的事業費用額 5,820,000百万円（100%） （R8年度実施調査目標値）

中目標2	国民からの公益法人制度の理解促進
現状・課題	令和7年度より、閲覧・謄写の請求手続を経ることなく、内閣府及び各都道府県の公益法人の行政総合案内サイトである公益法人informationにおいて、事業報告等を公表した。国民からの信頼性確保や、法人及び法人の公益活動に対する認知・理解を向上するため、法人等の公表情報を拡大するとともに、同サイトのユーザビリティの向上が課題となっている。
令和8年度の取組	公益認定等委員会の機関紙やYouTube等を用いた広報を継続しつつ、令和10年度のシステム更改を見据え、民間公益活動の担い手、民間公益活動を支える寄附者等のアクセスの利便性を向上するため、民間公益活動の担い手や都道府県関係者の意見をヒアリングし、制度運用・業務・システムの一体的な見直しに向けた検討を行う。

（参考指標）寄附金収入額 625,842百万円 （基準年度：R3年度実施調査）	（参考指標）寄附金収入額 618,585百万円 （R7年度実施調査）	（参考指標）寄附金収入額 － （R8年度実施調査目標値）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
測定指標1	公益目的事業費用額

測定指標の選定理由

単純に額が増えることが必ずしも公益の増進につながるものではないが、公益法人は公益目的事業を行うことを主たる目的としており、一定程度、法人の活動を測る指標として妥当と考えるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
目標値 （目標年度）	5,820,000百万円 （R8年度実施調査）	年度ごとの 目標値	5,200,000百万円 （R4年度実施調査）	5,360,000百万円 （R5年度実施調査）	5,520,000百万円 （R6年度実施調査）	5,680,000百万円 （R7年度実施調査）	5,820,000百万円 （R8年度実施調査）
基準値 （基準年度）	5,048,871百万円 （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	5,107,370百万円 （R4年度実施調査）	5,881,177百万円 （R5年度実施調査）	6,162,209百万円 （R6年度実施調査）	6,265,816百万円 （R7年度実施調査）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当局が実施する調査（年１回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
測定指標1	公益目的事業費用額

測定指標の選定理由

単純に額が増えることが必ずしも公益の増進につながるものではないが、公益法人は公益目的事業を行うことを主たる目的としており、一定程度、法人の活動を測る指標として妥当と考えるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
目標値 （目標年度）	5,820,000百万円 （R8年度実施調査）	年度ごとの 目標値	5,200,000百万円 （R4年度実施調査）	5,360,000百万円 （R5年度実施調査）	5,520,000百万円 （R6年度実施調査）	5,680,000百万円 （R7年度実施調査）	5,820,000百万円 （R8年度実施調査）
基準値 （基準年度）	5,048,871百万円 （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	5,107,370百万円 （R4年度実施調査）	5,881,177百万円 （R5年度実施調査）	6,162,209百万円 （R6年度実施調査）	6,321,650百万円 （R7年度実施調査）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当局が実施する調査（年１回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標1	勧告等件数（内閣府が行ったもの）

参考指標の選定理由

報告徴収等を行った案件について、法人による自主的な改善が見られない場合には勧告・命令・認定取消を行うものであることから、公益法人の適正化がなされていない数を示し得る指標として設定。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	0（R3年度実施調査）	年度ごとの実績値	2（R4年度実施調査）	0（R5年度実施調査）	0（R6年度実施調査）	1（R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中の処分件数の実績（「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標2	認定・不認定書処分件数（内閣府が処分を行ったもの）

参考指標の選定理由

公益法人の認定状況を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	認定：39 不認定：1 （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	認定：42 不認定：1 （R4年度実施調査）	認定：41 不認定：0 （R5年度実施調査）	認定：31 不認定：0 （R6年度実施調査）	認定：51 不認定：0 （R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の
実績値の把握方法

各年度中の処分件数の実績（「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標3	変更認定処分件数（内閣府が処分を行ったもの）

参考指標の選定理由

公益法人の変更認定状況を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	93（R3年度実施調査）	年度ごとの実績値	105（R4年度実施調査）	88（R5年度実施調査）	92（R6年度実施調査）	88（R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中の処分件数の実績（「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標4	公益法人数（うち内閣府所管法人数）

参考指標の選定理由

公益法人数を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	9,614（2541） （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	9,640（2584） （R4年度実施調査）	9,672（2606） （R5年度実施調査）	9,711（2640） （R6年度実施調査）	9,746（2683） （R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

当局が実施する調査（年１回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標5	立入検査数（内閣府が実施したもの）

参考指標の選定理由

公益法人に対する監督の状況を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	322 （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	356 （R4年度実施調査）	591 （R5年度実施調査）	395 （R6年度実施調査）	356 （R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中に立入検査を実施した件数の実績（「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標6	報告徴収件数（内閣府が実施したもの）

参考指標の選定理由

公益法人に対する監督の状況を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	15（R3年度実施調査）	年度ごとの実績値	14（R4年度実施調査）	4（R5年度実施調査）	5（R6年度実施調査）	5（R7年度実施調査）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中に報告徴収を実施した件数の実績（「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標7	「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施件数、参加公益法人等の数

参考指標の選定理由

公益法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	実施件数：9 参加法人数：245 （R3年度）	年度ごとの 実績値	実施件数：13 参加法人数：351 （R4年度）	実施件数：13 参加法人数：200 （R5年度）	実施件数：8 参加法人数：243 （R6年度）	実施件数：15 参加法人数：416 （R7年度）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中の実施件数、参加法人数の実績

中 目 標 1	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標8	テーマ別セミナーへの参加法人数・参加者数

参考指標の選定理由

公益法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。
※参考値をR元年度のものとした理由としては、R2年、R3年においては新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を見送っており、実績がなかったため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	314 （法人） （R元年度）	年度ごとの 実績値	1,240 （法人） （R4年度）	860 （人） （R5年度）	2,622 （人） （R6年度）	160 （人） （R7年度）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中の参加法人数・参加者数の実績
※R4年度までは参加法人数。R5年度より個人単位の参加としたため、参考指標の実績値を変更。

中 目 標 １	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標９	内閣府担当者による電話相談対応件数

参考指標の選定理由

公益法人等に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	2,980 （R3年度）	年度ごとの 実績値	2,656 （R4年度）	2,731 （R5年度）	2,998 （R6年度）	4,367 （R7年度）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中に対応した相談件数の実績

中 目 標 １	公益法人の活動の活発化・適正化
参考指標10	内閣府担当者による一般法人に対する窓口相談件数

参考指標の選定理由

公益認定申請を検討している一般法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	27 （R3年度）	年度ごとの 実績値	33 （R4年度）	21 （R5年度）	32 （R6年度）	25 （R7年度）	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度中に対応した相談件数の実績

中 目 標 ２	国民からの公益法人制度の理解促進
参考指標１１	寄附金収入額

参考指標の選定理由

寄附金は国民からの理解を前提として行われるものであるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	625,843百万円 （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	442,034百万円 （R4年度実施調査）	690,615百万円 （R5年度実施調査）	383,055百万円 （R6年度実施調査）	618,585百万円 （R7年度実施調査）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当局が実施する調査（年１回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

中 目 標 ２	国民からの公益法人制度の理解促進
参考指標１２	HP「公益法人information」へのアクセス数

参考指標の選定理由

当該HPには、行政庁からの情報を集約しており、国民及び法人に対する情報提供・周知に関して重要な要素であるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	2,134,117 （R3年度）	年度ごとの 実績値	2,074,852 （R4年度）	2,221,660 （R5年度）	2,452,160 （R6年度）	3,518,194 （R7年度）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

各年度中のアクセス数の実績

中 目 標 ２	国民からの公益法人制度の理解促進
参考指標１３	メールマガジン登録数

参考指標の選定理由

メールマガジンでは、隔週で発出する定例号に加え、随時臨時号で各種情報を発出しており、国民及び法人に対する情報提供・周知に関して重要な要素であるため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	14,412 （R3年度）	年度ごとの 実績値	14,317 （R4年度）	14,100 （R5年度）	14,180 （R6年度）	14,317 （R7年度）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

各年度末時点での登録者数の累計

中 目 標 ２	国民からの公益法人制度の理解促進
参考指標１４	税額控除証明書の発行数（うち内閣府所管法人数）

参考指標の選定理由

新たに発行した税額控除証明書の発行数を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	313（170） （R3年度）	年度ごとの 実績値	276（120） （R4年度）	247（115） （R5年度）	141（68） （R6年度）	133（61） （R7年度）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

各年度中の発行数の実績

中 目 標 ２	国民からの公益法人制度の理解促進
参考指標１５	税額控除対象法人数（うち内閣府所管法人数）

参考指標の選定理由

税額控除の対象となっている法人数を明示するため。

			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参考値 （参考年度）	1,055（478） （R3年度実施調査）	年度ごとの 実績値	1,044（478） （R4年度実施調査）	1,022（474） （R5年度実施調査）	1,005（475） （R6年度実施調査）	1,022（479） （R7年度実施調査）	

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当局の実施する調査（年１回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表）

参考情報

（1）参考となる情報

スタートアップ総力創出パッケージ（令和８年５月20日）

柱１－（１）－＜資金供給拡大に向けた規制改革・環境整備＞

⑩「日本版DAF」（公益法人・公益信託）の活用促進

○ スタートアップへの資金供給手段の多様化にも資するいわゆるDAF（Donor Advised Fund）について、その受け皿となる公益法人・公益信託が社会課題の解決に向けた民間公益活動を柔軟に展開できるようにする制度改革（2024年法改正）を行い、基金を設け寄附者の意思を勘案して運用や助成を行う公益法人の事例が増加してきている。こうした国内における取組が一層進むよう、公益法人・公益信託において、いわゆるDAFの取組が可能であることなどを2026年度内にガイドラインにおいて明確化する。加えて、様々な活用事例の創出も含めた制度の活用促進を図り、公益法人・公益信託への寄附の拡大、公益法人・公益信託による資産運用・助成方法の多様化の取組を促進する。

・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日閣議決定）

第２章－３－（５）－（スタートアップへの支援）

（略）公益法人・公益信託による社会課題解決を促進するため、新制度施行に必要な体制や情報プラットフォームを整備する。

（2）施策に関連する主な内閣府事業（開始年度）

・公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費（平成19年度）

（3）施策に関連する主な他省庁の事業

・該当なし